

見積り合わせに参加するにあたっての注意点

1 見積り合わせに参加出来る方

- (1) 福山市における物品に係る競争入札（見積）参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 福山市建設工事等指名除外基準要綱（1994年〔平成6年〕11月17日施行）の規定に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (5) 本市に納付すべき市税の滞納がないこと。また、国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 営業するうえで法令の規定による必要な許可、認可を得ていること。

2 見積書の記入及び提出について

- (1) 見積書の記入方法詳細については見積書記入時の注意事項を参考にしてください。
- (2) 見積仕様書一覧の左側の「番号」ごとに分けて提出してください。
- (3) 見積書には提出年月日を記入してください。
- (4) それぞれの見積仕様書に記載してある見積書提出期限までに、持参、ファクシミリまたは郵送（郵送分は提出期限日の前日必着。）により提出してください。

3 ファクシミリで見積書を提出する場合の注意点

- (1) 見積書の様式は福山市ホームページ「福山市民病院管理課」ページからダウンロードしたもの（見積書様式（福山市民病院））を使用してください。
- (2) 送信する見積書は、金額、商号、代表者名、印影等の確認できるものとしてください。
- (3) ファクシミリの送信は必ず指定の見積書提出専用番号（084-941-5159）に送信してください。指定された番号以外へ送信されたものは受付できません。
- (4) 見積り合わせの結果はホームページで公表しますので、発注書を福山市民病院管理課まで受け取りに来てください。また、見積書原本を管理課へ提出してください。